

令和5年度 第1回福岡市屋台選定委員会 議事録

1 日時・場所

令和5年10月18日(水) 15:00~15:38

アクロス福岡 608 会議室

2 出席者

(委員) 森田委員長、八尋副委員長、阿部真之助委員、あべひでき委員、梅山委員、乙津委員、笹山委員、田中委員、福田委員、于委員

(事務局) 経済観光文化局 鈴木局長

吉田理事

富田国際経済・コンテンツ部長

濱田まつり振興課課長(屋台の魅力向上担当)

山喜多にぎわい振興係長、森園

保健医療局

平野食品安全推進課長

住宅都市局

渡邊運営課長

道路下水道局

山口路政課長

博多区

空閑管理調整課長

中央区

末次管理調整課長

3 議題

議題 1 : 会議の公開について

(その他) : 署名について

報告 : 屋台施策の状況について

議題 2 : 公募屋台の更新について

議題 3 : 審査部会の委員について

4 議事

(事務局)

経済観光文化局長の鈴木でございます。

本日はご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、委員の職をお引き受けいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

今年、福岡市の屋台基本条例が制定されて10年という、大きな節目の年になります。この条例によって、屋台営業への新規参入への道が開かれることになりました。バラエティに富んだ魅力溢れる屋台が続々と誕生したことで、福岡が、国内外から旅行先として選ばれる大きな原動力となっています。

特に長浜地区においては長浜屋台街として復活し、大きな話題となっているところでございます。

引き続き屋台が市民や観光客に愛される存在となり、また、将来に屋台文化を残していくために委員の皆様のお力添えを賜りながら、魅力をさらに高めていきたいと考えております。

本日は、公募屋台の更新審査を中心にご議論いただきたいと考えております。ご意見、ご提案を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議題1 会議の公開について

(事務局)

それでは議事に入らせていただきます。

屋台基本条例施行規則第29条第1項の規定により、この後の議事につきましては、委員長をお願いいたしたいと思っております。

委員長、よろしくお願いいたします。

(委員長)

森田です。よろしくお願いいたします。

では早速ですが、次第に沿って議事を進行したいと思っております。議題1「会議の公開について」ですが、本日の議事は、いずれも個人情報を含んだ議論にならないと思われまますので、すべて公開で進行したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

— 委員から異議なし —

それでは、本日の会議をすべて公開で進めます。

その他 署名について

(委員長)

続きまして、「署名について」です。

本日の会議では、公募屋台を更新するかどうかの審査について、議論していただく予定です。

審査に当たりましては公平に行う必要がありますが、審査される側と審査する側が接触するようなことがあれば公平性を欠くことになりかねません。

従いまして、審査する側である私たち屋台選定委員が審査される側である公募屋台と接触しないとともに、そのことを今からお配りする宣誓書によって表明していただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

— 委員から異議なし —

ありがとうございます。

それでは、署名をお願いいたします。

なお、同じく審査する側である事務局職員については、すでに宣誓書に署名していただいております。

署名していただきましたでしょうか。それでは回収をお願いいたします。

報告 屋台施策の状況について

(委員長)

それでは次の議事に移ります。

報告案件として、「屋台施策の状況について」です。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

経済観光文化局の屋台の魅力向上担当濱田です。よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

お配りした資料の右上に「資料1」と書いております「報告 屋台施策の状況について」という資料をご覧ください。

この資料は、昨年度、今年度の2月に屋台選定委員会を開催させていただいた後から今日までに至るところの現状の報告ということになっております。右上資料1という資料です。ご確認ください。

ここは簡単にご報告させていただきます。

まず、左上「1 屋台件数の推移」ということで、公募が始まった平成28年、実際に第1回公募屋台が営業開始した平成29年から今年度に至るまでの屋台の軒数の推移を書いております。ご存知の通り、屋台の軒数は徐々に減ってきたのですが、公募の制度を導入することによって軒数が少しずつ戻りつつあります。直近で申し上げますと、福岡市内の屋台105軒、そのうち41軒、約4割が公募の屋台となっております。

次の「2 過去の公募実績・第4回公募屋台の概要」ということで、昨年度、皆様に審査いただきました第4回の公募屋台についての状況になっております。過去4回公募いたしましてこれまで50軒の新しい公募屋台が誕生しまして、現在は41軒が営業しているところです。

そして昨年度行いました第4回の公募で今年から営業開始しました屋台13軒の地区と屋号と概要について、資料左下の部分に一覧で書いております。

トピックといたしましてはやはり長浜です。過去3回公募を行ったところで長浜で営業開始する屋台がなかったのですが、この4回目の公募で7軒の屋台が誕生しまして順調に営業しているところです。

その他の屋台も含めて13軒が新しい屋台として誕生して今年6月から営業を始めております。一覧の右側のコンセプトをご覧ください。色々な本当にバラエティに富んだ屋台が生まれ、新しい福岡の屋台の魅力として、営業を開始し

いただいているところです。

次に資料右上の「3 屋台の魅力向上」の取組ということで、大きなところだけご報告させていただきます。

大きく二つありまして一つは、先ほどからお伝えしておりますとおり長浜屋台街の復活です。昨年度までは2軒、実質の営業は1軒ですが、2軒しかなかったところに新しく7軒が加わりまして、屋台街として復活しております。

ちなみに現状もおかげさまで客入りも良く、盛況に営業しているところであります。

続いて二つ目として、これも大きな動きとして今年は屋台基本条例が制定されて10年の大きな節目の年でありますので、それに合わせて様々な取組を行っているところです。

①②③とございまして一つ目に、条例10年を記念した特設サイトを作り、そこで10年の取組や成果についての情報発信を行っているところです。

続いて二つ目に、LINEという通信アプリを使いまして、屋台の利用促進を図っているところです。具体的には、屋台の公式のLINEアカウントを開設して情報発信を行ったり、長浜屋台については、このLINEの画面で営業しているかどうか分かったり、混雑しているかどうか分かったりという新しいDXといいますか、新しいテクノロジーを使った取組を行っております。

最後にこれもLINEの機能を使って電子的なスタンプラリーというのを行って、1軒回ればプレゼントが貰える、3軒回ればさらに1品貰えるという取組を行っているところです。

三つ目に、様々な取組がある中で、目立っているところとしては福岡市地下鉄と一緒にやっていることがありまして、具体的には赤坂駅、これが長浜屋台街から一番近い、徒歩10分ぐらいのところなんですけど、この地下鉄赤坂駅の構内に、「長浜屋台街はこちら」というような装飾をしたり、あとは天神・中洲・長浜と3大屋台街がありますが、どこも地下鉄の駅から近いところにありますので、地下鉄のお客様に対してのPRということで、地下鉄の車両内に、「屋台列車」と銘打って、のれんに見立てた車内吊りなどの装飾を8月に行ったところで、大変話題になったところがございます。

以上簡単ではございますが前回の屋台選定委員会から今日までの主な取組についてのご説明でございます。

以上です。

(委員長)

はい。報告でございますので、特に何か決定する内容ではございませんが、ご質問ご意見ありませんでしょうか。

(委員)

すみません。「3 屋台の魅力向上」の右側ですが、長浜屋台の営業状況、混雑状

況の見える化という話が今DXとの絡みでありましたけれど、これは長浜だけですか。
(事務局)

はい。

長浜が今回新しい屋台街として復活しているため、まずは長浜を応援していこうということもあり、長浜のみでやっているところです。

(委員)

これは全屋台に展開するというお考えはあるんですか。

(事務局)

今回LINE Fukuokaさんは、会社ができて10年というところの特別な取組として一緒に行っておりますので、実はLINE Fukuokaさん側のコストがかかっているところもあります。

ですので、今後についてはこの一年の成果を見ながらと思っておりますが、全屋台でこのサービスを導入するとなるとコスト面の問題もありますので慎重に検討したいと思っております。まずは今年度1年の取組と考えております。

(委員)

はい。分かりました。

あともう一つ、混雑状況の見える化というのは特に初めて屋台に来る方にとってはすごくありがたい話なのかなと思いますが、現状での評価というか、評判というのはどのような感じでしょうか。

(事務局)

営業状況が分かるのは長浜の全屋台で行っているのですが、混雑状況は特定の「明太中毒」という一つの屋台だけで本当に試行的にやっているところです。

これは屋台の裏側にAIカメラをつけてそこで人を認識して、何人ぐらいと、なので混雑度合いが半分とか7割とかというのを認識しているものです。実際に屋台の店主とお客様に話を聞いたところ、やはり混雑状況を見て、空いてそうだから来たというお客さんも実際いらっしゃると聞いていますし、営業者からも、「屋台というのは少ない人数で営業しているので、電話には対応しきれないという中で混雑状況が屋台営業者側の手をかけずに伝えられるというのはすごく良いね。」という声もいただいているところです。

(委員)

分かりました。

これ、今言ったこの混雑状況については、AIカメラを置いて行うということですが、これはLINE Fukuokaとの取組とはまた別の話ですか。

(事務局)

これも同じくLINE Fukuokaさんの10周年と同じ枠の中で取り組んでおります。

(委員)

先ほど厳しいコスト面もあるので、慎重にということありましたけども、やはり1店舗だけではなく複数店舗に設置してみて、どういう効果があったかというところまでぜひ踏み込んでいただきたいなと思います。要望しておきます。

(委員)

長浜の件ですが、もう切り捨ててはどうだろうか、私も考えていたのですが、市議の方も一生懸命になって、これだけの新しい長浜の屋台を出して盛り上げてもらって、本当に私も心からでも謝りたいと思いますので、ありがとうございます。

もうこれだけして、もう長浜で公募を止めていいのではないかとというぐらい考えておりましたので。

議員も一緒になって頑張って、これだけの屋台を増やして、やはり資料のこの写真を見ると、LINEを取り入れて、やろうかということで一生懸命やられたことに対しては、本当、我々も反省しないといけないということで、我々も委員として謝りたいと思います。おめでとうございます。

委員として本当に喜ばしいことですので、そういうことで、素直に私は言いたいなと考えておりました。本当にご苦労様でした。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員長)

どうでしょう、他にはございますか。

議題2 公募屋台の更新について

(委員長)

では議題に入っていきたいと思います。まず議題の2です。「公募屋台の更新について」です。資料の2、3です。事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

では、資料の右上に資料2、資料3と書いている資料2枚です。まずは資料2をご覧ください。

屋台選定委員会委員の皆様をお願いしていることとして大きく二つありまして、一つが、屋台の公募、募集です。新しい募集のときの審査をしていただくということが一つあります。もう一つが、過去に合格した屋台の更新を審査していただくという、二つ役割があります。今年度、皆様をお願いしたいのは二つ目の、過去に公募で合格した屋台が、営業継続して良いかという審査を今年度お願いしたいと考えております。

更新の審査について、どのように考えているかのご説明を今からさせていただきますが、まず更新についてですが、ここに一番左上の「1 更新について」と書いております。これは営業可能な期間を更新するという事です。公募で合格した屋台は最

長で10年間営業することができます。その10年間に営業開始して3年後と5年後の2回の節目で営業可能な期間を更新して良いかという更新の審査をしていただくことになっております。

今回、3年目と5年目になる屋台というのが、この資料の「2 更新審査の概要」に書いている審査対象者です。第2回の公募で営業開始した屋台が6軒、これが5年目になります。そして第3回の公募屋台が4名、これが3年目を迎える屋台。合計10名、10軒の屋台が対象になります。

ただそのうち1軒の屋台については、更新を申請されませんでしたので、9軒について今回審査をしていただくということになっております。

この「2 更新審査の概要」の丸の二つ目、審査方法が、どのような形で更新審査をしていただくかについては、二つありまして事実確認と審査部会による面接、この2点で審査をいたしたいと考えております。

審査部会を立ち上げて面接をいただくことになりますが、その審査部会については3名の選定委員で一つの部会を設置して、審査をしていただこうと思っております。その下の米印に書いておりますが、前は審査対象が多くて25軒、25人の更新がございました。今回は9名と数が少ないので、一つの班で審査をしていただければと思っております。これ自体については後程ご議論いただければと思っております。

更新審査についてですが、左下の「3 更新審査の考え方」の部分です。どのような観点で更新審査をしていただくかということについて大きく二つポイントがございます。まず一つ目が、更新申請時の資格を有しているかどうかということで、つまり更新できる資格があるかどうかということです。具体的には資料の左下に書いていますが、税の滞納がないかや、暴力団員等との関係がないかなどの資格の確認をしております。

次に、資料の右上の審査のポイント二つ目ですが、これは『更新時の考慮事項』に基づく『一定の事実』が認められと書いてありますが、つまり適切な営業ができているかどうかということになります。その適切な営業ができているかどうかということについて、「一定の事実」という項目で確認をいたしますが、その「一定の事実」というのが、その下に四つ、1から4までポイントを書いております。具体的には、一つ目に、過去に「文書による指導を受けたことがある」かどうかです。二つ目に「過去の営業状況」です。公募で合格した屋台には営業していただきたいと考えておりますので、目安として週3日以上営業をしているかどうか。これはコロナの影響が、今年の初めぐらいまではありましたので、そこは考慮したいと考えております。三つ目に「営業計画の実現の程度」ということで、当初公募に応募いただくときに、こういうことをやりますということを書いていただいています。そこに書いていただいていることについて、実現できているかどうか、達成できていないことについてはなぜできていないのかなど、そういう点を評価したいと思っております。これも地域貢献など、コロナの影響もあったかと思っておりますので、営業日数と同様にコロナの影響につい

ては考慮して面接で話を聞きながら、審査をしていただきたいと思います。最後に四つ目ですが、「屋台の効用発揮や魅力向上の状況」ということで、具体的にはその屋台について苦情が寄せられていないかどうか、そしてその苦情について対応ができていくかどうかというところについて、評価をいただきたいと思います。

これら四つの項目をポイントとして面接をしていただいて、その面接で、原因分析や対策ができていないという評価になれば、更新不可、つまり今後営業ができないということになりますが、ここで評価いただければ、営業可能な期間を延長するという形で面接していただきたいと思います。

続きまして、右上に資料3と書かれた資料をご覧ください。

これが今回、更新審査の具体的な対象となる屋台の一覧になっております。

今回5年目を迎える第2回の公募屋台5名、5軒、そして、3年目を迎える第3回の公募屋台4名、4軒について書いております。この天神と清流公園、いわゆる中洲、の屋台について審査をしていただくということになります。

資料の右上に書いてありますが、第2回の公募屋台については、今回5年目を迎えます更新の2回目として、第3回の公募屋台については更新3年目、1回目の更新として、審査をしていただくこととなります。

そして最長10年営業できるということになります。ちなみに、10年経った後については、まだ屋台営業をしたいという方は改めて、そのときの公募に応募していただいて、合格すれば営業できるという形になっております。

最後に、資料の下のスケジュール表のところをご覧くださいと思います。

今回の更新審査についてですが、すでに申請を希望する9名、9軒の屋台については申請の書類を受け取っております。その書類に基づいて、申請の資格があるかどうか、先ほどお伝えした資格があるかどうかの確認を済ませております。

このスケジュール表の一番下のところに「選定委員会①」と赤字であります。それが今日のこの場でございます。このあと、審査部会で面接をしていただいて、その面接の結果について、また11月下旬の選定委員会で最終的な更新をするかしないかを決定していただければと考えております。

ちなみに、もしそのあと今回の対象の屋台について、「一定の事実」に該当することがあった場合については、改めて委員長、副委員長と相談した上で、対応について検討することを考えております。

そして来年度4月からまた新しい更新期間で営業していただくというスケジュールで考えております。

以上が、更新審査の概要や考え方についてになります。よろしくお願ひします。

(委員長)

ありがとうございます。

公募屋台の更新について説明を聞いてご意見ご質問はありませんでしょうか。

(委員)

資料3の左側に更新申請者の屋号が9軒ありますが、先ほどの説明で10軒あったけれども1軒は更新を希望されないとありましたが、何か理由は聞かれていますか。

(事務局)

この屋台については、ずっと営業されていません。営業者本人からは個人の事情でと聞いておまして、屋台に限らずご商売ができるようなコンディションではないと聞いております。

(委員)

ちなみにそれは公募で言うと第1回の屋台ですか。

(事務局)

第2回公募の屋台で今回申請者が5名になっていますが、対象者としては6名だったということです。

(委員)

ということは5年やって、前回は更新をし、今回の5年目で更新をされないということですね。

(事務局)

そうです。

みずからの御意思で申請を希望されなかったということになります。

(委員)

これはコロナ禍で営業されないという意味ですか。

(事務局)

先ほどの1軒、希望されなかった1軒ですか。

(委員)

はい。

(事務局)

特にコロナが理由ということは聞いておりません。その他色々なその個人の事情と聞いております。

(委員)

本人はやる気がないわけでもないんですよね。

(事務局)

いえ、ご本人が屋台営業をするお気持ちがないということです。

(委員)

ないなら問題ありません。

分かりました。ありがとうございます。

(委員)

今の説明をお聞きして、更新についてということで、10年という一つの節目がある

わけですよ。

そうであれば、今回の公募屋台の更新についてという議題からは少し外れるかもしれませんが、今、平成で言えば平成 35 年です。最初の募集開始をした 1 回目が平成 28 年の 9 月で営業開始が 29 年の 4 月であるのであれば、あと 3 年半で、満了を迎える屋台が 18 軒あるわけですよ。

(事務局)

はい。

(委員)

そうであればその後どうするのかということまでは考えてあるんですか。

(事務局)

現時点で第 1 回公募屋台 18 軒の更新タイミングをどのような形で進めるかについては具体的などころまでは検討できておりませんが、10 年で営業が終わりますので、一旦期限としては終了ということになります。そのタイミングで新しい公募を実施すると思いますので、営業継続されたい方については、応募いただくということで考えております。

(委員)

分かりました。それはそれでいいです。

それと、今日、私は議員という立場ではなくて、公益社団法人福岡市食品衛生協会の会長として参加していますので、先ほど委員が発言された中で、今回対象としては 10 軒あるが申請者は 9 軒になっている、1 軒はなぜ申請しなかったのか、と質問したら、もうやる気がないという話でした。第一回公募の 23 軒が 18 軒に、第 2 回の 9 軒が 6 軒に、第 3 回の 5 軒が 4 軒になっている。すでに第 1 回公募屋台は 5 軒減り、第 2 回公募屋台は 3 軒減って、第 3 回公募屋台は 1 軒減って、合計で 9 軒減っていますが、今回の更新ですでに 1 人辞退が出るということを考えれば合計で 10 軒がなくなっているわけですね。

そうであればなくなった原因というのは、やはり選定委員の皆さんには知らせるべきではないかと思っています。

それが例えば、私は一応食品衛生協会の一員として言いますと、指導員を研修制度として取り入れて、指導員が各店舗に回って衛生指導をしているわけです。だから、いわゆる保健医療局が所管をして、衛生管理の面で、指導をしているという状況があるではないですか。

だから特に福岡市民の皆さんの屋台に関する考えというのは、衛生的に大丈夫だろうかという意見があるというのはもう、皆さんもうアンケート取られても分かるんですが、そういったことを考えてこの減った 10 軒の中にそういった不適切なことをして指導を受けた屋台が何軒あったかとか、例えば、やはり起業すると言ったら一軒の主人（あるじ）になるということではあるのかというのは非常に大事な要件だと

思うから、ただ単にうまくやれそうだから合格させたと、だから、駄目だったというのはなぜかというのは理由はきちんと私自身も知りたいなと思っていますので、今後その点の配慮をお願いしたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

先ほどのご意見についてですが、おっしゃる通り、今まで 50 軒の新しい公募屋台ができて今 41 軒なので、9 軒減っているというふうに見えますが、そのうちの理由について、確認できる範囲でしておりますが、大半の理由は、体力面の理由ということでした。

屋台というのはご存知の通り、毎日屋台を出して引いてという設営が大変であったり体力がいるというところが現実としてありますので、やってみたら大変だったという体力面の理由やどうしても体調が悪くなったという健康面の理由などが屋台を辞める理由で一番多いところですよ。

あと、実は 9 軒減っているように見えるんですが、過去の公募で合格した屋台が、その先の公募の時に、別の場所で屋台をやりたいと一旦過去に合格された屋台を辞められて、新しい公募に応募したという屋台が 2 軒あり、2 軒とも現在も営業はされております。

そのため、実質 7 軒辞められた屋台があるのですが、主には体力面の理由です。一方で見方を変えると 8 割以上の方がまだ屋台営業を続けられているということについては、公募より前から営業している既存の屋台の方からは、もっと厳しいのではないかと、続けられないのではないかとという声もあったようですが、8 割以上の方が営業を続けられているという面はございます。

今後、辞められた理由については選定委員会、来年度実施するときには説明できるようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございます。

(委員)

今回申請しなかった 1 軒というのは、この屋台マップの中に入っていますか。

(事務局)

入っております。

(委員)

ちなみにどの屋台というのは、公表できますか。

(事務局)

はい。

お配りしている屋台マップの一番南側の天神の渡辺通りの BiVi 福岡の前にある「Heureux8」と書いてウールーユイトという屋台になります。

(委員)

今現在はもうないということで理解して良いですか。

(事務局)

営業すること自体はできるのですが、営業はしてないという状況です。

ただ実際は営業するための許可の申請が数か月ごとにありますが、その申請自体もされていませんので、実際に営業をしようとしたら、許可の申請からする必要があります。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

すみません。1軒減るということは、次年度は104軒になるということですか。

(事務局)

そうです。その他、もし古くからされている屋台が廃業するなどがあれば、軒数はもっと減る可能性があります。

(委員)

今回の議題とは少し違うと思うのですが、次の公募は第5回になると思うのですが、その公募を実施するタイミングの考え方はどのようになっていますか。

(事務局)

現時点でいつ公募を行うということは決まっておりませんが、これまでの流れでいきますと大体2年に1回程度公募を行っているというのが過去の時系列を見ていただいても分かる通りですので、今年度は過去に合格された屋台の更新審査を行います。来年度以降、公募を行いたいと思っております。

(委員)

多分言う機会がないので、要望に留めたいのですが、先ほど言った長浜屋台街が今2軒から7軒が増えて9軒となり、盛り上がりを見せている中でその拡大という点ももし何か今でも考えがおありなら教えていただけたらと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

長浜屋台街復活ということで、メディアにも取り上げられて大変盛り上がっているところですが、一方でまだ6月にオープンしたばかりで、数か月しか経っていません。ですので、今のところは盛況ではあるのですが、この先これを継続していくというのが大事だと思いますので、現時点の客入りはどこの屋台も良いのですが、これを続けていくことをまずは考えていきたいと思っています。そのため、まだ現状をもって拡大していくところまでは、現実的な検討には至っていないというところでは。

そうやって増やしていけるように盛況な長浜屋台街になればいいなと思っているところでは。

(委員)

はい、ありがとうございます。

(委員長)

他にはご意見ありませんでしょうか。

資料2、資料3に記載されている通り、公募屋台の更新審査について進めるということによろしいでしょうか。

— 委員から異議なし —

ありがとうございます。

では、資料2、資料3に記載されている通りに更新審査を進めることとします。

議題3 審査部会の委員について

(委員長)

最後に、議題3、「審査部会の委員について」です。

まず審査部会の委員構成について決めたいと思います。

これまでの審査部会では、市議会議員の委員の皆様は、市政全般に関わる知識をお持ちですので、面接などの個別の審査ではなく、選定委員会の場において全般的な評価をいただき、同様に、阿部真之助委員におかれましては、福岡市食品衛生協会の会長であり、また市議会議員でもいらっしゃることから、個別の審査ではなく、全般的、総合的に評価していただきたいと思っております。

以上の理由から今回におきましても同様に審査部会については、市議会議員の皆様以外で構成したいと考えております。また先ほど事務局から説明があった通り、今回の更新審査については、審査対象者が少ないということもありますので、3名の選定委員で一つの部会を設置したいと考えております。

3名の人選につきましては、これまで審査部会長、副部会長であった八尋委員並びに乙津委員と、会計の観点から専門の梅山委員で構成いただきたいと思いますが、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

それではご質問等ないようですので、審査部会につきましては、八尋委員、乙津委員、そして梅山委員の3名で構成するということによろしいでしょうか。

— 委員から異議なし —

ありがとうございます。

なお、福岡市屋台選定委員会運営要領において、審査部会の部会長、副会長については、部会委員の互選によって選ぶということになっております。今後の審査に向けて、本日この場で部会長、副会長の選任をしておきたいと思っておりますが、部会委員のどなたかご推薦はございますでしょうか。

ないようですので私から提案したいと思いますがいかがでしょうか。

— 委員から異議なし —

私からは前回同様に、部会長を八尋委員に、副部会長を乙津委員にお願いしたいと

考えていますが、いかがでございましょうか。

— 委員から異議なし —

ありがとうございます。

それでは、部会長を八尋委員に、副部会長に引き受けていただきたいと思います。
以上の説明について何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。
ご質問等がないようですので議題3を終了したいと思います。

(委員長)

本日予定されている議題は以上となりますが、これまでの議論も含めて、何かご質問、ご意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。

ほかはないようでしたら本日の審議はこれで終了したいと思います。では進行を事務局に戻したいと思います。

(事務局)

委員長スムーズな議事進行、誠にありがとうございました。

それでは以上をもちまして、選定委員会を終了させていただきます。本日はご審議をいただき、誠にありがとうございました。